

春日井市罹災証明書等交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日井市内で発生した罹災の証明書の交付について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号の災害（火災を除く。）をいう。
- (2) 罹災 災害によって生じた被害をいう。
- (3) 住家 災害の被害認定基準について（令和3年府政防第670号。以下「被害認定基準」という。）に定める住家をいう。

(罹災証明書等)

第3条 証明書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。

- (1) 罹災証明書 法第90条の2第1項の規定に基づき、住家の被害の程度を証明するため、市長が交付するもの
- (2) 罹災届出証明書 住家、住家以外の不動産又は動産について、罹災状況の届け出があった事実を証明するため、市長が交付するもの

2 前項各号の証明書（以下「罹災証明書等」という。）において、罹災による被害額は、証明しないものとする。

(交付申請等)

第4条 罹災証明書等の交付を申請する者（以下「申請者」という。）は、罹災証明書等交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 申請者が罹災届出証明書の交付を申請する場合又は自己による判定により、住家の被害の程度を内閣府が定める災害に係る住家被害認定基準運用指針（次条において「運用指針」という。）で定める準半壊に至らない（一部損壊）とし

た場合は、被害状況が確認できる写真、資料等を前項の申請書に添えて提出しなければならない。

- 3 申請者は、前項の規定による申請をするときは、マイナンバーカード、運転免許証その他本人であることを示す書類を提示又は写しの提出をしなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。
- 4 第1項の規定に基づく申請書の提出期限は、災害発生の日の翌日から起算して3月以内とする。ただし、申請者が罹災届出証明書の交付を希望するとき又は市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。
- 5 罹災証明書等の交付申請は、代理人によってすることができる。この場合において、代理人（同一世帯に属する者は除く。）は委任状を市長に提出しなければならない。

（調査）

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があり、被害の程度を調査する必要があると認めるときは、当該住家について、運用指針に基づき調査するものとする。ただし、住家の被害が相当数に及ぶ場合は、申請を待たずに調査を行うことができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、罹災証明書の交付を受けようとする者が自己による判定により、住家の被害の程度を運用指針で定める準半壊に至らない（一部損壊）とし、かつ、前条第2項の写真により、損害割合が準半壊に至らない（一部損壊）ことが推定できるときは、調査を省略することができる。

（罹災証明書等の交付）

第6条 市長は、第4条第1項の規定による申請があり、前条の規定による調査又は自己の判定の結果に基づく被害の程度を適当と認めるときは、罹災証明書の交付を受けようとする者に罹災証明書（第2号様式）を交付するものとする。

- 2 市長は、第4条の規定による申請があり、第3条第1項第2号に規定する届出内容を適当と認めるときは、罹災届出証明書（第3号様式）を交付するもの

とする。

- 3 市長は、代理人から委任状の提出があった場合には、代理人に罹災証明書等を交付することができる。ただし、代理人が罹災証明書等の交付を受けようとする者と同一世帯の場合は、委任状の提出を省略することができる。
- 4 市長は、第1項又は第2項の規定に基づき審査した結果、交付が適当でないとき、その理由を文書等により申請者へ通知しなければならない。
(再交付)

第7条 前条第1項又は第2項の規定により罹災証明書等の交付を受けた者が、同条第1項又は第2項の規定により交付した証明書について、再交付を受けようとするときは、証明書再交付申請書（第4号様式）により市長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定に基づく申請書の提出期間は、罹災証明書等を交付した日の属する年度の翌年度から起算して5年度以内とする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。
- 3 第4条第4項の規定は、第1項の規定による罹災証明書の再交付について準用する。
(再調査)

第8条 第6条第1項の規定により罹災証明書の交付を受けた者が、当該罹災証明書により証明された被害の程度について、相当の理由をもって修正を求めるときは、当該罹災証明書の交付を受けた日の翌日から起算して3月以内に、市長に対し、再調査を申請することができる。

- 2 前項の申請は、罹災証明書の交付を受けた者が、市長に対し、当該罹災証明書を添えて、被害認定再調査申請書（第5号様式）を提出して行うものとする。
- 3 市長は、前項の規定により再調査の申請があり、申請理由が適当であると認めたときは、再調査を行い、新たに罹災証明書を交付するものとする。
(罹災証明書等の取消)

第9条 市長は、罹災証明書等の交付を受けた者が、偽りその他不正な手段によ

りこれらの証明書の交付を受けたと認められたときは、罹災証明書等で証した事項を取り消すことができる。

- 2 前項の規定により、証明事項を取り消された者は、直ちに罹災証明書等を市長に返還しなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の春日井市罹災証明書等交付要綱の規定は、令和5年4月1日以後に申請のある罹災証明書等の交付について適用し、同日前に申請のある罹災証明書等の交付については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、改正前の春日井市罹災証明書等交付要綱の規定に基づいて調整されている用紙類は、改正後の春日井市罹災証明書等交付要綱の規定

にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の春日井市罹災証明書等交付要綱の規定は、令和6年4月1日以後に申請のある罹災証明書等の交付について適用し、同日前に申請のある罹災証明書等の交付については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、改正前の春日井市罹災証明書等交付要綱の規定に基づいて調整されている用紙類は、改正後の春日井市罹災証明書等交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。